

令和3年7月吉日

各居宅介護支援事業所 担当者 様

レッツ倶楽部いわき 湯本
施設長 小山 友貴

介護報酬改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、兼ねてよりお知らせしておりました、令和3年度の介護報酬改定に伴うLIFE関連の加算算定を下記の通り令和3年8月からスタートさせていただく事になりました。

担当者様各位には大変お手数をおかけすることになりますが、なにとぞご理解いただくとともに今後とも変わらぬ御愛顧を賜りますよう、重ねてお願いする次第です。

敬具

算定加算の変更点

【令和3年7月まで】

加算名称	単位数	説明等
個別機能訓練加算Ⅰイ	56 単位/回	
口腔機能向上加算Ⅰ	150 単位/月	介護は月2回まで



【令和3年8月から】

加算名称	単位数	説明等
個別機能訓練加算Ⅰイ	56 単位/回	
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	
口腔機能向上加算Ⅱ	160 単位/月	介護は月2回まで
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位/月	

(注1) 上記の算定単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら算定単位も自動的に改訂されます。

新設される加算の詳細について

1. 個別機能訓練加算Ⅰイ

現行の個別機能訓練加算Ⅱと同等のものであり名称変更となります。

2. 個別機能訓練加算Ⅱ

現行の個別機能訓練加算Ⅱとは異なり、個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることにより算定可能となります。

3. 科学的介護推進体制加算Ⅰ

利用者様の心身の状況等（既往歴や身体機能や口腔機能、栄養、認知機能など）の情報を、厚生労働省に提出し、科学的介護の推進を図る。

4. 口腔機能向上加算Ⅱ

現行の口腔機能向上加算Ⅰとは異なり、口腔機能向上計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることにより算定可能となります。